

7月は障害基礎年金の現況届提出月です。

対象者

- 20歳前に初診日のある障害により年金を受けている人
(年金証書の年金コード上2桁が63の人) 例:年金コード「6350」
- 旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている人
(年金証書の年金コード上2桁が26の人) 例:年金コード「2650」

- 対象となる人には、年金裁定センターから7月上旬に「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し、7月末日までに役場本庁税務住民課または総合支所住民課へ提出してください。
- なお、現況届に併せて診断書を提出しなければならない場合には、現況届欄のある診断書が送られてきますので、医師に記入してもらい期限までに提出してください。
- 上記の年金を受け始めてから1年以内の人、年金が全額支給停止となっている人は、現況届を提出する必要がありませんので現況届は送付されません。
- ご自分で記入できないため、親族等代理の人が記入される場合は、受給権者の欄や加給年金額対象者の欄をきれいに記入し、「代理人書名欄」に代筆者の氏名・住所・自書できない理由を記入してください。
- ◎住民基本台帳ネットワークにより現況が確認された人についても「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。

国民年金保険料の一部免除が承認された人へ

※一部免除が承認され、保険料が減額となった期間の保険料を納めないまま放置すると、免除の効力を失い未納期間になってしまいます!

国民年金保険料の一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)が承認された人には、後日、4分の3、半額、4分の1の保険料額に減額された納付書が送付されますので、忘れずに納付してください。

この一部保険料を納めない場合は、老後に受け取る年金(老齢基礎年金)や障害や死亡に対する年金(障害基礎年金、遺族基礎年金)を受け取ることが出来なくなる場合がありますのでご注意ください。

一部納付期間(一部免除期間)や全額免除期間は老齢基礎年金の額を計算する場合、定額納付された分と比べて少ない金額で計算されます。

国民年金には、追納という制度があり、10年以内の期間に限り、免除を受けた期間の保険料の全部又は一部について納めることができます。追納することにより、老齢基礎年金の減額を防ぐことができます。また、免除が承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納される場合は、当時の保険料に加算額がついた金額となりますので、お早めに追納されることをお勧めします。

- ◎平成24年度分(平成24年7月から平成25年6月)の免除申請受付は平成25年7月末日までとなっています。まだ申請がお済みでない人は、早めに手続きをお願いします。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 住民生活係 ☎0968・34・3111(内線752)

和水町国民健康保険税のお知らせ

平成25年度の和水町国民健康保険税の税率は、昨年度(平成24年度)と同じ税率です。

区分	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額	課税限度額
			(1人当り)	(1世帯)	
医療分	5.95%	36.00%	17,200円	21,000円	51万円
後期高齢者支援分	2.03%	6.30%	5,200円	5,200円	14万円
介護保険給付費(40~64歳)	1.10%	9.00%	7,000円	4,400円	12万円

※所得割の計算は、国保加入者の所得額から各々基礎控除額(330,000円)を控除し、それに所得割率を乗じて合計した額となります。

国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税は、世帯主(注①)と国保に加入している世帯員の合計所得が、下記の表に該当する場合は、均等割額及び平等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯の総所得金額(注②)(軽減判定所得)
7割	33万円以下
5割	33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下
2割	33万円+(35万円×被保険者数)以下

*注①……軽減の判定には、世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも、軽減判定所得に含めます。

*注②……この軽減は、所得の申告をしていない人が居られる世帯は適用されません。所得がない場合でも、毎年所得申告をしていただく必要があります。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
総合支所 住民課 税務収納係 ☎0968・34・3111(内線753)